



医療機関 薬局の皆様へ



医療費助成の受給者証とマイナンバーカードを一体化する

システム
改修に係る
経費を

国の補助額に加えて
さらに補助します！

申請期限：令和8年 **2/27** 金曜日まで

補助
上限額

病院



14.1万円

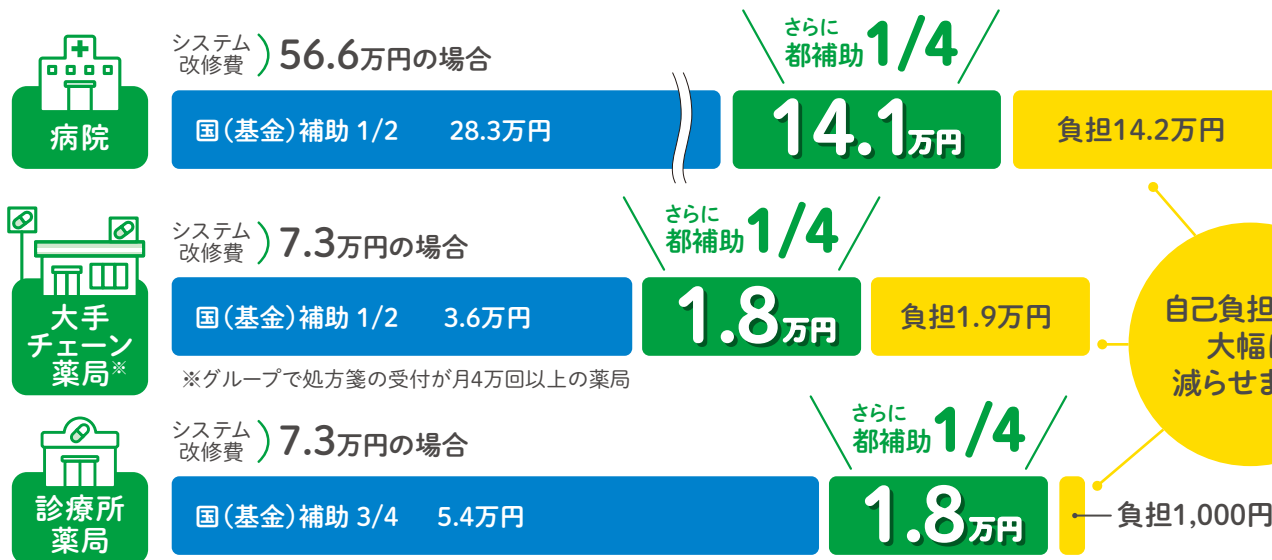
診療所・薬局



1.8万円

マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用可能とするための、PMH接続に係るシステム改修を行った医療機関・薬局に対し、国の補助額に上乗せして補助金を交付します。

補助イメージ



申請方法の詳細

こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業特設ホームページをご確認ください。

ホームページはこちら <https://pmh-hojokin2025.metro.tokyo.lg.jp>



お問い合わせ

東京都マイナンバーカード利活用推進事業事務局

TEL: **0120-905-122** (土日祝日・年末年始を除く9時から17時まで)

東京都

■ 補助対象事業

公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施可能とするレセプトコンピューター（以下「レセコン」という。）の改修※

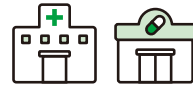
※社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が定めた

要領の第3「補助対象事業」の1及び2に規定する事業

基金の要領は
医療機関等向け
総合ポータルサイトの
「5.助成対象項目」から
ご確認ください。

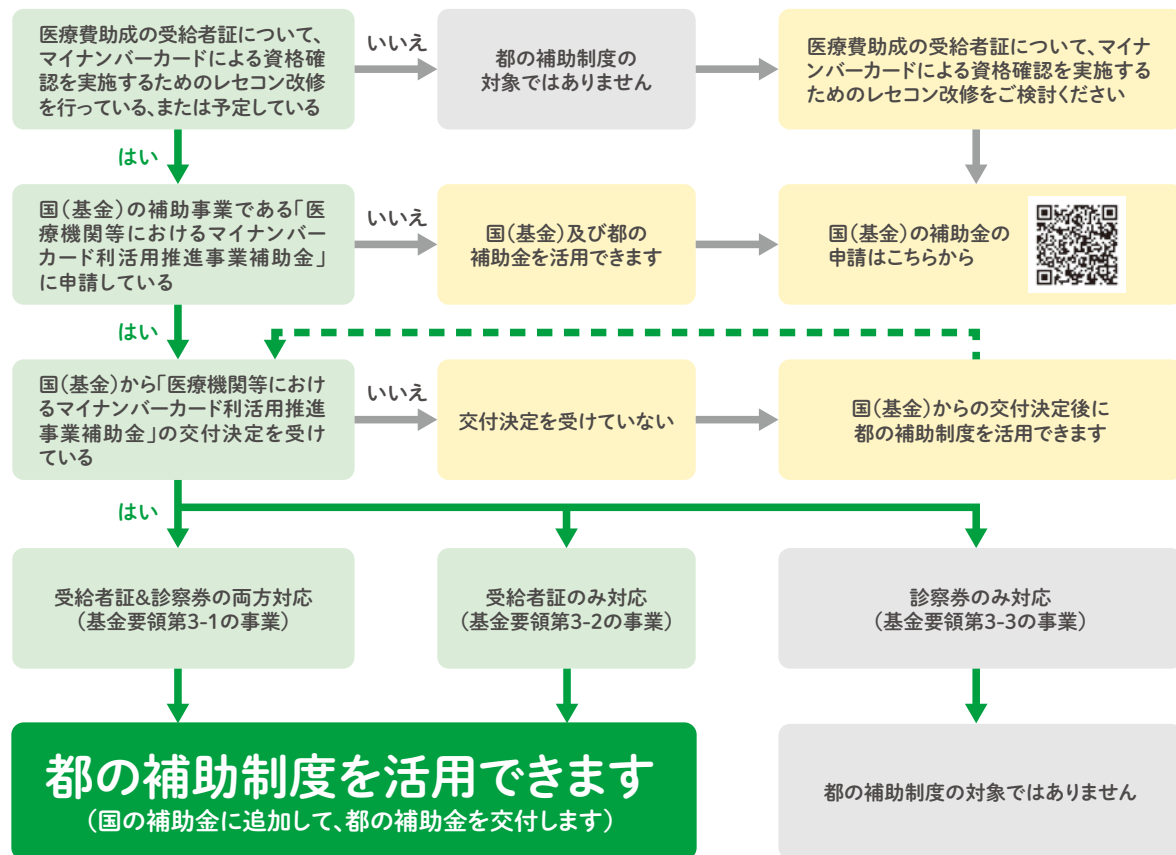


■ 補助対象者 以下の要件を全て満たす医療機関・薬局



- ① 医療保険においてオンライン資格確認を実施可能な体制を整えている、都内開設の医療機関・薬局（健康保険法第63条第3項第1号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局）
- ② 公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施可能とするレセコン改修を完了しており、かつ、国（基金）から「医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業」の補助金の交付決定を受けていること

以下のフローチャートで
補助対象となるかご確認ください



都の補助制度を活用できます

（国の補助金に追加して、都の補助金を交付します）

■ 注意事項

今年度に国（基金）の交付決定を受けた医療機関・薬局のほか、**令和6年度に国（基金）の交付決定を受け本補助金の申請を行っていない医療機関・薬局も、今年度の申請が可能です。**ただし、令和6年度に以下の補助金の交付を受けた場合は対象外です。

・難病、小児慢性特定疾病及び自立支援医療（精神通院医療）医療費助成に係るオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業（厚生労働省補助、都保健医療局又は福祉局から交付）